

○新エネルギー高効率利用促進補助事業要綱

(平成 31 年 4 月 1 日内規第 170 号)

改正 令和元年 6 月 17 日内規第 13 号

(目的等)

第 1 条 この要綱は、太陽光エネルギーを中心とした新エネルギーの高効率利用の促進を目的とし、補助対象となる機器(以下「対象機器」という。)を設置する者に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、北見市補助金等交付規則(平成 18 年規則第 67 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象機器及び要件)

第 2 条 対象機器は、定置用蓄電システム(次項において「蓄電池」という。)とする。

2 設置する蓄電池は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 太陽光発電システム(太陽電池の最大出力の合計値が 2kW 以上 10kW 未満のものが既に設置されている住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。)に新規に導入すること。

(2) 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できる蓄電池であること。

(3) 日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。

(4) 蓄電容量の合計が 1kWh 以上であるもの

(5) 未使用のもの(中古品は対象外)

(6) メーカー指定の環境条件に設置すること。

(7) 当該年度に設置されたもの(着工日が 4 月 1 日以降のものに限る。)

(8) 市内に事業所(営業所を含む。)を有する業者の施工により設置するもの

3 対象機器の設置工事の完了日は、原則として当該年度の 2 月末日までとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者(次項において「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 市内の住宅に前条の要件を満たす対象機器を設置する者

(2) 北見市の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者及びその者と同一世帯の者

(2) 市税を滞納している者

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、市内において居住する住宅とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある機器を搭載している住宅は、除くものとする。

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、100,000円の定額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新エネルギー高効率利用促進補助金交付申請書(別記様式第1号)により申請するものとし、提出期限は、別に定める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている契約書の写し
- (2) 対象機器の仕様、規格等が確認できる仕様書、カタログ等の書類
- (3) 太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真
- (4) 電力会社が発行する検針連絡票等の太陽光発電の稼働状況が分かる書類
- (5) 北見市が発行する納税証明書(「滞納なし」の表示がある納税証明書)
- (6) 北見市が発行する住民票
- (7) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を新エネルギー高効率利用促進補助金等交付決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

2 市長は、予算の範囲を超えた場合においても、当該年度の補助事業待機者(以下「待機者」という。)として補助金の交付申請を受け付け、当該待機者に対し、その登録順を通知するとともに、別に定める「補助事業待機登録通知」を交付する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、補助事業の中止等の理由により辞退したときは、待機者に対し、登録順に補助金交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を新エネルギー高効率利用促進補助金等交付決定通知書により通知する。

4 待機者が対象機器の設置工事を完了したにもかかわらず、当該年度の補助金交付決定を受けることができない場合には、当該対象機器は既設のものとなるため、当該待機者は、翌年度以降、当該対象機器に係る補助金の交付の決定を受けることができない。
(補助事業の計画変更及び中止)

第8条 決定者は、補助事業の計画を変更しようとするとき、又はやむを得ない理由により対象機器の設置を中止しようとするときは、新エネルギー高効率利用促進補助金等変更協議書(別記様式第3号)を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第9条 決定者は、補助事業を完了したときは、新エネルギー高効率利用促進補助金等交付実績報告書(別記様式第4号)に次に掲げる関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象機器購入経費の内訳が明記されているもの
- (3) 対象機器が新品であることが分かる保証書等の写し
- (4) 対象機器の設置状態等を示す写真
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(手続の代行)

第10条 申請者は、第6条第1項の補助金交付申請、第8条の補助事業の計画変更及び中止、前条の補助事業実績報告その他必要な手続を対象機器を販売する工事施工業者、住宅建設業者等(以下「手続代行者」という。)に対して代行を依頼することができる。

2 申請者は、前項の規定により手続の代行を依頼する場合には、新エネルギー高効率利用促進補助金手続代行承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 手続代行者は、この要綱、補助金規則その他関係法令を遵守し、補助金に係る手続全てを代行しなければならない。

4 手続代行者は、市内に事業所を有する業者とする。

(手続代行業務の停止)

第11条 市長は、手続代行者として不適格であると認めた場合には、当該事由が発生した日から12か月間、全ての手続代行の業務を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により手続代行者の業務を停止する場合には、手続代行業務停止通知書(申請人)(別記様式第6号)及び手続代行業務停止通知書(手続代行者)(別記様式第7号)により申請者、決定者又は待機者及び手続代行者に通知するものとする。

(補助金の確定通知等)

第12条 市長は、第9条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び対象機器の検査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、新エネルギー高効率利用促進補助金等交付確定通知書(別記様式第8号)により決定者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第13条 決定者は、対象機器の法定耐用年数が経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して当該対象機器を使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、決定者が前項の承認を受けて対象機器を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

3 決定者は、対象機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 第2条、第3条、第4条及び前条の条件を満たさないとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月17日内規第13号)

この内規は、令和元年7月1日から施行する。